

7年以上	8年未満	237,700
8年以上	9年未満	244,200
9年以上	10年未満	250,600
10年以上	11年未満	257,400
11年以上	12年未満	263,700
12年以上	13年未満	270,700
13年以上	14年未満	276,800
14年以上	15年未満	283,000
15年以上	16年未満	288,600
16年以上	17年未満	294,500
17年以上	18年未満	300,000
18年以上	19年未満	305,500
19年以上	20年未満	308,600
20年以上	21年未満	311,500
21年以上	22年未満	318,600
22年以上	23年未満	322,400
23年以上	24年未満	325,100
24年以上	25年未満	326,800
25年以上	26年未満	328,400
26年以上	27年未満	333,400
27年以上	28年未満	337,100
28年以上	29年未満	340,100
29年以上	30年未満	342,900
30年以上	31年未満	345,700
31年以上	32年未満	347,700
32年以上	33年未満	349,300
33年以上	34年未満	351,100
34年以上	35年未満	352,800
35年以上	36年未満	354,500
36年以上		356,700

附則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十号

学校保健法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条第五項の規定に基づき、及び同法を実施するため、学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

文部科学大臣 塩谷 立

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令

（学校保健法施行規則の一部改正）

第一条 学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

学校保健安全法施行規則

目次中「第一章 健康診断」を「第二章 環境衛生検査等（第一条・第二条）」に、「第一条・第二条」を「第三条・第四条」に、「幼児・児童・生徒及び学生」を「児童生徒等」に、「第三条」を「第二章の二」を「第五条」に、「第十一条」を「第九条」に、「第十八条」を「第十二条」に、「第十七条」を「第二章の二 第一節」に改める。

染病の予防（第十九条―第二十一条）

環境衛生検査及び安全点検  
環境衛生検査（第二十一条の二―二十二条の四）を「第三章 感染症の予防（第十八条―第二十条）」に、「第三章の五―第二十一条の七）」に改める。

「第一章」に、「第三章」を「第四章」に、「第二十一条―第二十五条」を「第二十一条―第二十四条」に、「第四章」を「第五章」に、「第二十六条―第二十八条」を「第二十五条―第二十七条」に、「第五章 雑則（第二十九条）」を「第六章 安全点検等（第二十八条・第二十九条）」に改める。

第二章の章名を削る。

第十五条から第十八条までを削る。

第十四条中「第八条第二項」を「第十五条第二項」に、「第八条の二」を「第十条の二」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条第一項中「第八条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二項中「第九条」を「第十六条」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条第一項中「第八条第一項」を「第十五条第一項」に、「第四号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条第一項中「第八条第一項」を「第十五条第一項」に、「第一条」を「第三条」に改め、同条を第十四条とする。

第十条第一項中「第八条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「女子職員」を「女性職員」に改め、同条を第十三条とする。

第九条中「第八条第一項」を「第十五条第一項」に、「第三条」を「第五条」に改め、同条を第十二条とする。

第八条の二中「第六条」を「第十三条」に、「幼児・児童・生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、第一章第二節中同条を第十一条とする。

第八条中「第六条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第一号及び第二号中「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第十条とする。

第七条第一項中「第六条第一項」を「第十三条第一項」に、「第七条」を「第十四条」に改め、同項第五号中「指導と」を「指導及び」に改め、同条第二項中「基く」を「基づく」に、「当たつた」を「当たつた」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「第六条第一項」を「第十三条第一項」に、「幼児・児童・生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条第三項及び第四項中「幼児・児童・生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条を第八条とする。

第五条第一項中「第六条第一項」を「第十三条第一項」に、「第一条」を「第三条」に改め、同条第九項中「第八条の二」を「第十一条」に改め、同条を第七条とする。

第四条第一項中「第六条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三項第一号中「第五条第六項」を「第七条第六項」に、「第八条の二」を「第十一条」に改め、同項第二号及び第三号中「第五条第六項」を「第七条第六項」に改め、同条を第六条とする。

第三条第六項中「第六条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改め、同条を第五条とする。

第四条を「第六条第三項第四号」に改め、同条を第五条とする。